（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令の一部改正）

第十条　戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令（昭和四十一年大蔵省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（交付の手続） **第八条**　第十三回特別給付金国庫債券又は第二十八回特別給付金国庫債券は、交付通知書に指定された日本銀行の本店、支店又は代理店において、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則（昭和四十一年厚生省令第二十二号。第九条第二項において「施行規則」という。）第二条第一項の規定による戦傷病者等の妻に対する特別給付金裁定通知書（次項において「裁定通知書」という。）及び交付を請求する者が受取人本人であることを示す書類の呈示を求めた上、領収証欄に住所及び氏名の記入された当該交付通知書と引換えに交付するものとする。 ２　前項の場合において、受取人以外の者から交付の請求を受けたときは、その者が正当に権利を行使することができる者であることを証明する書類を提出させ、裁定通知書及び交付を請求する者がその者本人であることを示す書類の呈示を求めた上、領収証欄にその者の住所及び氏名の記入された交付通知書と引換えに交付するものとする。 （氏名及び住所並びに償還金支払場所の届出） **第九条**　法第三条第一項に規定する特別給付金を請求しようとする者は、第十三回特別給付金国庫債券又は第二十八回特別給付金国庫債券の交付及びその償還金の支払の際照合の用に供するための氏名及び住所並びに当該第十三回特別給付金国庫債券又は第二十八回特別給付金国庫債券の償還金支払場所として指定する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店（以下「指定日本銀行等」という。）を届け出なければならない。 ２　前項の届出は、施行規則第一条第一項に規定する戦傷病者等の妻に対する特別給付金請求書を提出する際に、これに添えて、第二号書式による氏名等届出書により行うものとする。	（交付の手続） **第八条**　第十三回特別給付金国庫債券又は第二十八回特別給付金国庫債券は、交付通知書に指定された日本銀行の本店、支店又は代理店において、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則（昭和四十一年厚生省令第二十二号。第九条第二項において「施行規則」という。）第二条第一項の規定による戦傷病者等の妻に対する特別給付金裁定通知書（次項において「裁定通知書」という。）の呈示を求めた上、領収証欄に住所及び氏名の記入があり、かつ、次条の規定により届け出た印鑑と同一の印影のある当該交付通知書と引換えに交付するものとする。 ２　前項の場合において、受取人以外の者から交付の請求を受けたときは、その者が正当に権利を行使することができる者であることを証明する書類を提出させ、裁定通知書の呈示を求めた上、領収証欄にその者の住所及び氏名の記入があり、かつ、その者の印を押した交付通知書と引換えに交付するものとする。 （印鑑及び償還金支払場所の届出） **第九条**　法第三条第一項に規定する特別給付金を請求しようとする者は、第十三回特別給付金国庫債券又は第二十八回特別給付金国庫債券の交付及びその償還金の支払の際照合の用に供するための印鑑並びに当該第十三回特別給付金国庫債券又は第二十八回特別給付金国庫債券の償還金支払場所として指定する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店（以下「指定日本銀行等」という。）を届け出なければならない。 ２　前項の届出は、施行規則第一条第一項に規定する戦傷病者等の妻に対する特別給付金請求書を提出する際に、これに添えて、第二号書式による印鑑等届出書により行うものとする。